

国の会計は原則として現金主義を採っており、郵便貯金特別会計も1951(昭和26)年4月の設置以来現金主義を採っていたが、1983年3月の臨時行政調査会の第5次答申－最終答申－及び1986年6月の臨時行政改革推進審議会(第1次)の「今後における行財政改革の基本方向」で、郵便貯金事業の財政状況及び事業成果を明確にするため、発生主義に移行することについて検討を行うべきである、とされた。また、郵便貯金事業が急速に進展しつつあった金融の自由化に積極的かつ的確に対応するためには、損益計算で財産状況と期間損益を適正化し、企業的な経営をすることで財務内容をより充実させ、事業経営の一層の健全化を図ることが必要であった。このようなことから、1988年4月1日、郵便貯金特別会計に発生主義を導入した(昭63政令10で措置)。

【保険年金事業の営業年度の期間の変更】

保険年金事業では、1959(昭和34)年から、それまでの暦年制から、9月から翌年8月までの営業年度制としてきていたが、①経営と営業の一体化(営業実績を予算及び決算と同様のベースで捉える。)、②三事業一体の営業推進(郵便及び為替貯金の営業年度は会計年度と同じ。)、③年間常時販売体制の確立(7月期及び8月期の落込みを是正する。)といった課題を解決するため、1990(平成2)年度から営業年度と会計年度を一致させた。平成2営業年度については、1989年9月から1990年3月までとした。

また、これに伴い、1990年4月2日、郵政三事業の合同出発式を挙行了した。

第2節 経営方針

1980年代の郵政事業の外部環境は、行財政の肥大化と巨額の財政赤字の発生による行政改革の要請(郵政事業に対しては効率化・合理化と官業は民業を補完しつつ適切な役割を果たしていくことを基本とすべきであるということが中心)、郵便貯金を含む非課税貯蓄制度の改定及び付加価値税の導入を含む税制の抜本的見直し、当初の不況、その後の回復、プラザ合意後の円高不況等を経てのバブル景気、地価の高騰、金融の自由化そのうちでも特に預貯金金利の自由化の進展、国鉄の合理化、民間宅配便の成長、週休2日制の進展等であった。

以下、事業ごとに経営方針について述べるが、機構改正その他の経営体制に関するものは第1節で述べたとおりである。また、預貯金金利の自由化に関するものは第4編第1章の2及び第3章第1節で述べる。

郵便事業については、国鉄の合理化で鉄道が郵便物の輸送に適合しなくなってきたこと、また、急成長していた民間宅配便にスピード等で劣る小包の利用が急減していたことから、同一府県宛ては翌日配達等の体制の確立を目標

として輸送を鉄道主体から自動車主体に切り替え、最終的には鉄道を利用した輸送を全廃することとした。

また、郵便物数の伸びの鈍化に伴い、業務の正常運行の確保だけでなく、事業の健全な経営のために利用を開拓して収益を確保することが必要となってきたため、多くの新しい商品及びサービスを展開し、小包のサービスの改善にも努めた。配達度数の見直しその他の効率化・合理化も推進することとした。地価の高騰で大都市での郵便局の増設が困難となったことの対策としては、大都市型簡易郵便局（シティ・ポスト）を置くことができるようにすることとした。

為替貯金事業については、郵便貯金の利子非課税制度について、当初はこれを断固堅持するとの考えを強く示したが、同制度の改定に併せて、かねて要求していた郵便貯金の資金の自主運用、郵便貯金の総額制限額の500万円への引上げ、郵便局での国債の販売等の措置を講じるとの裁定が示されたため、大局的見地に立って同制度の改定を決断することとした。郵便貯金の資金の自主運用のために創設した金融自由化対策資金については、その運用範囲の多様化を図ることとした。また、1989(平成元)年度から、給与預入、財形貯蓄、自動払込み等の販売を通じた「郵便貯金の家計のメイン口座化」の方針を掲げた。1990年からは、1980(昭和55)年当時の高金利の時期に大量に預入された定額郵便貯金が満期を迎えるため（いわゆる集中満期）、これを完全に再吸収することを最大の課題として取り組むこととした。これに当たり、郵便貯金の総額制限額を更に700万円に引き上げることとした。

為替貯金事業の業務の機械化も引き続き推進し、全国オンラインネットワークを完成させ、対象サービスも順次拡大することとした。

郵便為替及び郵便振替についても、証書等の金額制限の引上げ等のほか、オンライン化の進展に伴うサービスの改善をすることとした。

保険年金事業については、第2編第4章第2節で述べた新郵便年金の創設も実施時期は1980年代に入ってからであるが、そのほか、簡易保険の保険金最高制限額を実質的に1,300万円に引き上げることとした。また、青壮年層を中心とする未加入分野への普及を図る等のため、簡易保険及び郵便年金の新商品の創設その他のサービスの改善をすることとした。

簡易保険業務総合機械化システムについては、第2次オンライン・システムによるサービスの開始に向けて取り組むこととした。

簡易保険及び郵便年金の積立金の運用範囲の拡大も引き続き図ることとした。週休2日制については、各事業で段階的に導入することとした。